

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第25期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社ネットインデックス

【英訳名】 NetIndex Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 田中芳邦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5250-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部本部長 野村淑智

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5250-7321

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画本部本部長 野村淑智

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第25期 第3四半期 連結累計期間	第25期 第3四半期 連結会計期間	第24期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	4,065,802	976,247	9,793,129
経常損失() (千円)	192,412	241,481	295,814
四半期(当期)純損失() (千円)	377,644	262,739	484,684
純資産額 (千円)		1,000,679	1,397,047
総資産額 (千円)		3,746,432	5,147,102
1株当たり純資産額 (円)		56,117.07	156,689.93
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	21,177.89	14,734.15	55,748.41
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)		26.7	27.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,036,483		900,131
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	443,434		1,089,378
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	397,011		336,526
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		610,773	822,566
従業員数 (名)		203	209

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

3 当社は、平成20年9月1日付けで、株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	203
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	97
---------	----

(注) 従業員の中には社外からの受入れ出向者を含み、社外へ出向している者は除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	465,887
デジタルホームネットワーク事業	7,854
システム&サービス事業	210,576
その他事業	
合計	684,319

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、製造原価によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	817,787	394,362
デジタルホームネットワーク事業	3,120	
システム&サービス事業	282,606	32,111
その他事業		
合計	1,103,515	426,474

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイル&ワイヤレス事業	662,151
デジタルホームネットワーク事業	3,120
システム&サービス事業	310,974
その他事業	
合計	976,247

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ウィルコム	579,845	59.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は締結されておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

サブプライム問題に端を発した世界金融市場の混乱は、世界経済を揺さぶる深刻な事態となっております。当第3四半期連結会計期間における日本経済においても、米国等の消費の減速と急激な円高による輸出の減少により、製造業を中心とした大幅な減産、設備投資の抑制、雇用環境の悪化など、景気の減速感が高まっております。

当社グループの主力市場である情報通信関連市場は、通信料と端末価格を分離させた販売方法が主流となり、端末価格が値上げされたことにより、販売台数が大幅に減少する一方、通信事業者間の加入者獲得の競争が一段と激しさを増しております。このような環境の中、当社グループはモバイル&ワイヤレス事業の主要製品の販売に注力しましたが、市場環境の著しい変化により、音声端末、データ通信カードの販売数量が前年同四半期に比べ大幅に減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績につきましては、売上高976,247千円、営業損失145,856千円、経常損失241,481千円、四半期純損失262,739千円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

モバイル&ワイヤレス事業

当第3四半期連結会計期間においては、音声端末、データ通信カードの販売数量の減少により、売上高は662,151千円となりました。

デジタルホームネットワーク事業

当第3四半期連結会計期間においては、ネットワーク製品等の販売により、売上高は3,120千円となりました。

システム&サービス事業

当第3四半期連結会計期間においては、データセンター保守事業が寄与し、売上高は310,974千円となりました。

また、当社グループの当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、以下のとおりであります。

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産の残高は、前連結会計年度末と比較して1,400,669千円減少しております。このうち主なものは、現金及び預金の減少211,793千円、受取手形及び売掛金の減少1,253,360千円、たな卸資産の増加563,889千円、関係会社短期貸付金の減少590,000千円であります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債の残高は、前連結会計年度末と比較して1,004,302千円減少しております。このうち主なものは、支払手形及び買掛金の減少1,330,247千円、短期借入金の増加428,135千円、未払法人税等の増加38,039千円及び為替予約の評価損相当額の洗替処理による減少57,897千円であります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産の残高は、四半期純損失377,644千円及び配当金支払18,723千円により、利益剰余金が396,367千円減少した結果、1,000,679千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の期末残高は（以下「資金」という。）、第2四半期連結会計期間末に比べて195,333千円増加し、610,773千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

当第3四半期連結会計期間における営業活動により取得した資金は80,974千円となりました。主な内訳として、税金等調整前四半期純損失の計上、売上債権の減少、たな卸資産の増加、仕入債務の増加によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

当第3四半期連結会計期間における投資活動により支出した資金は48,712千円となりました。主な内訳として、関係会社への貸付金の回収及び支出、固定資産の取得による支出によるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

当第3四半期連結会計期間における財務活動により取得した資金は144,868千円となりました。主な内訳として、借入れによる収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事実上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当第3四半期連結累計期間において、営業損失182百万円、四半期純損失377百万円を計上し、かつ営業活動によるキャッシュフローが1,036百万円のマイナスであり、第4四半期以降につきましても、急速な業績改善は困難であることが想定され、継続企業の前提に関する重要な疑義が解消するに至っておりません。

当第3四半期連結会計期間におきましては、経営上必要となる資金について、親会社である株式会社インデックス・ホールディングスから借入を実施しており、継続して事業を行うことに問題は生じないと判断しております。

当社グループといたしましては、現在実施している営業・開発体制の再構築、経営基盤の強化等の対策を継続することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、180,410千円(うち受託開発分176,141千円)であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,832	17,832	ジャスダック 証券取引所	(注)2
計	17,832	17,832		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により、発行された株式数は含まれておりません。

2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。
平成17年9月16日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第1回)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	485個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	970株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	242,500円(注)3、4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月17日 至平成27年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 242,500円 資本組入額 121,250円
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 当社が時価を下回る払込価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端株は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を処分する「自己株式数」に読み替えるものとする。

5 新株予約権の行使条件

- (1) 当社株式が、証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。
平成19年9月17日から平成20年9月16日の期間
割当個数の50%を上限とする。
平成20年9月17日から平成21年9月16日の期間
割当個数の70%から で行使した個数を控除した個数を上限とする。
平成21年9月17日以降
割当個数から 、 で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職により退職後6ヶ月以内に行行使する場合はこの限りではない。
- (5) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができる。
- (2) 新株予約権者が、前項(4)、(5)に定める規定に基づく新株予約権の行使条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で消却できる。
- (3) 当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償で消却できる。
- (4) その他の消却事由及び消却条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第4回)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	10個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	315,000円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成21年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315,000円 資本組入額 157,500円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式数は40株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、及び当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

当社が当社普通株式に対して剰余金等の配当を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剰余金の配当総額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

4 新株予約権の行使条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

5 本新株予約権の取得条項

取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとする。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権1個の目的である株式の数も同様とする。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額を調整する。なお、当該組織再編の効力発生日以後における承継新株予約権の行使価額も同様とする。

承継新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から平成21年8月31日までとする。

承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権と同様とする。

7 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。当社取締役会は、かかる承認の付与が不合理である場合を除き、本新株予約権の譲渡を承認するものとする。

平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第5回)

区分	第3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	169個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	338株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	240,000円(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 240,000円 資本組入額 120,000円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式数は2株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社が有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。

5 その他の本新株予約権の行使条件

当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

-)平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間
割当個数の50%を上限とする。
-)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間
割当個数の70%から)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
-)平成22年4月1日以降
割当個数から)、)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 本新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。

前項及びの規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。

その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

平成19年3月23日臨時株主総会決議に基づく新株予約権(第6回)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	240,000(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 240,000円 資本組入額 120,000円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式数は2株であります。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。ただし、計算の結果、100分の1の整数倍未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株あたり行使価額に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。なお、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合には、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。
- 5 その他の本新株予約権の行使条件

当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権に係る権利を行使することができる。新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

-)平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間
割当個数の50%を上限とする。
-)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間
割当個数の70%から)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
-)平成22年4月1日以降
割当個数から)、)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任または定年退職によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合においては、退任または退職の日から6ヶ月が経過するまでの間、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 6 本新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、本新株予約権を無償にて取得し消却することができる。

前項及び の規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、行使できなくなった場合は、本新株予約権を無償で取得し消却できる。

その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次の通りであります。

平成18年8月14日臨時株主総会決議に基づく転換社債型新株予約権付社債

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高	252,000千円
新株予約権の数	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	800株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	315,000円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年8月31日 至平成21年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315,000円 資本組入額 157,500円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が本新株予約権行使請求のために提出した本社債の償還金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは現金による調整を行う。

2 新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本社債発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された転換価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合、及び当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(この場合、調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして下記の算式を準用して算出する。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

当社が当社普通株式に対して剰余金等の配当を行う場合

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価} - \text{剰余金の配当総額}}{\text{既発行株式数} \times \text{普通株式の公正な時価}}$$

3 当社による本新株予約権の取得事由

本社債が償還または消却された場合には、当社は、償還または消却された本社債と一体をなす本新株予約権を無償にて取得する。

4 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、本第16項第(5)号(へ)に基づき本社債権者が証券、金銭またはその他の財産の交付を受ける場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、下記 から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者になるものとし、本第16項の規定は、承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債にかかる債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を調整する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額も同様とする。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権にかかる各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から平成21年8月31日までとする。

承継新株予約権の行使条件

本新株予約権と同様とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権と同様とする。

5 譲渡制限

本社債権者が本社債券を譲渡しようとする場合、買受人とならんとする者との間で売却交渉を始めるに先立ち、当社、鷓野正康、及び株式会社インデックス・ホールディングス(以下「会社関係者」という。)に対して書面による通知を行う。同通知の日から2週間、本社債権者と会社関係者は本社債券の譲渡のための交渉を行い、会社関係者は自己又は自己の指定する第三者を買受人候補者として指定することができる。本社債権者と会社関係者が上記期間内に合意に至らなかった場合、本社債権者は、上記期間の最終日から1年の間、本社債券を第三者に対して譲渡することができる。

6 新株予約権1個の行使に際して行う出資の目的は、当新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、社債の償還価額と同額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		17,832		599,675		447,747

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、実質株主を把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式17,832	17,832	
単元未満株式			
発行済株式総数	17,832		
総株主の議決権		17,832	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	252,000	420,000	394,000	352,000	300,000 130,000	126,000	103,900	52,500	43,000
最低(円)	199,000	198,000	250,000	266,000	249,000 102,000	97,000	45,900	34,100	33,000

(注) 1 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

2 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役(非常勤)	本多 直人	平成20年 9月30日
取締役(非常勤)	寺西 昇	平成20年12月19日
取締役	鶴野 正康	平成20年12月29日
取締役 (執行役員 M&W事業本部副本部長 ハードウェア開発部、機構開発部管掌)	平戸 明	平成20年12月31日
常勤監査役	伊香 佳政	平成20年12月31日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 執行役員社長	代表取締役 執行役員副社長 (CTO兼M&W事業本部本部長 研究開発部管掌)	田中 芳邦	平成20年12月16日
代表取締役会長	取締役(非常勤)	落合 善美	平成20年12月16日
取締役	代表取締役 執行役員社長	鶴野 正康	平成20年12月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は、平成20年12月19日付けで清和監査法人が当社一時会計監査人に選任されたことに伴い、次のとおり交代しております。

第25期第2四半期連結会計期間	新日本有限責任監査法人
第25期第3四半期連結会計期間	清和監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	610,773	822,566
受取手形及び売掛金	620,678	1,874,038
商品	149	149
製品	12,498	30,051
原材料	302,987	150,225
仕掛品	1,085,148	658,014
その他	211,257	783,072
貸倒引当金	7,156	5,500
流動資産合計	2,836,336	4,312,619
固定資産		
有形固定資産	1, 2 344,961	1, 2 317,840
無形固定資産		
のれん	124,446	148,076
その他	236,700	181,039
無形固定資産合計	361,146	329,116
投資その他の資産	3 203,989	3 187,526
固定資産合計	910,096	834,483
資産合計	3,746,432	5,147,102
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	553,198	1,883,446
短期借入金	1,428,135	1,000,000
一年以内償還予定の新株予約権付社債	252,000	-
未払法人税等	44,352	6,312
賞与引当金	28,892	37,689
その他	345,518	447,278
流動負債合計	2,652,096	3,374,727
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	252,000
退職給付引当金	13,806	13,351
役員退職慰労引当金	58,307	57,863
その他	21,542	52,112
固定負債合計	93,656	375,328
負債合計	2,745,753	3,750,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	599,675	599,675
資本剰余金	459,865	459,865
利益剰余金	58,860	337,506
株主資本合計	1,000,679	1,397,047
純資産合計	1,000,679	1,397,047
負債純資産合計	3,746,432	5,147,102

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	4,065,802
売上原価	3,028,056
売上総利益	1,037,745
販売費及び一般管理費	¹ 1,220,546
営業損失()	182,801
営業外収益	
受取利息	4,569
受取手数料	39,270
為替差益	5,903
その他	5,965
営業外収益合計	55,708
営業外費用	
支払利息	13,571
長期為替予約評価損	37,245
通貨オプション評価損	12,342
その他	2,160
営業外費用合計	65,320
経常損失()	192,412
特別損失	
固定資産除却損	7,143
投資有価証券評価損	7,450
たな卸資産評価損	17,522
事業撤退損	² 75,105
事務所移転費用	³ 37,474
特別損失合計	144,696
税金等調整前四半期純損失()	337,109
法人税、住民税及び事業税	42,713
法人税等調整額	2,178
法人税等合計	40,534
四半期純損失()	377,644

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	976,247
売上原価	715,209
売上総利益	261,038
販売費及び一般管理費	1 406,894
営業損失()	145,856
営業外収益	
受取利息	239
受取手数料	12,672
その他	3,367
営業外収益合計	16,279
営業外費用	
支払利息	5,398
為替差損	32,712
長期為替予約評価損	51,634
通貨オプション評価損	22,159
その他	0
営業外費用合計	111,904
経常損失()	241,481
特別損失	
固定資産除却損	7,143
投資有価証券評価損	7,450
事業撤退損	2 896
特別損失合計	15,490
税金等調整前四半期純損失()	256,971
法人税、住民税及び事業税	3,852
法人税等調整額	1,915
法人税等合計	5,767
四半期純損失()	262,739

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	337,109
減価償却費	55,499
のれん償却額	23,630
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,656
賞与引当金の増減額(は減少)	8,797
退職給付引当金の増減額(は減少)	455
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	443
受取利息及び受取配当金	4,569
支払利息	13,571
為替差損益(は益)	15,755
長期為替予約評価損	37,245
通貨オプション評価損	12,342
固定資産除却損	10,252
投資有価証券評価損益(は益)	7,450
売上債権の増減額(は増加)	1,253,360
たな卸資産の増減額(は増加)	563,889
仕入債務の増減額(は減少)	1,330,247
未払消費税等の増減額(は減少)	52,117
その他	208,087
小計	1,073,154
利息及び配当金の受取額	4,591
利息の支払額	13,025
法人税等の支払額	4,764
法人税等の還付額	49,869
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,036,483
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	38,849
有形固定資産の売却による収入	48
無形固定資産の取得による支出	78,033
貸付金の回収による収入	806,000
貸付けによる支出	216,000
その他	29,731
投資活動によるキャッシュ・フロー	443,434
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	428,135
長期借入金の返済による支出	12,400
配当金の支払額	18,723
財務活動によるキャッシュ・フロー	397,011
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,755
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	211,793
現金及び現金同等物の期首残高	822,566
現金及び現金同等物の四半期末残高	610,773

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは第2四半期連結累計期間におきまして、営業損失37百万円、四半期累計純損失114百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローが1,117百万円のマイナスとなり、開発資金の調達に困難になることが想定されました。また、当第3四半期連結累計期間におきましても、営業損失182百万円、四半期純損失377百万円を計上し、かつ営業活動によるキャッシュ・フローが1,036百万円のマイナスであり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、経営上必要となる資金について親会社である株式会社インデックス・ホールディングスから借入を実施しており、継続して事業を行うことに問題は生じないと判断しております。

当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するため、業績改善に向けて、以下の基本方針を策定、実施しております。

開発体制の再構築

当社グループの中核事業は通信事業者から製品開発・新通信技術開発を受注することを再認識し、開発案件受注に向けての営業体制の強化、開発体制の効率化を早急に取り組んでいきます。一方、当社のコアコンピタンスであるモバイル通信技術の社内蓄積を重視し、急速に変化するモバイル通信市場の動向を分析し、付加価値・価格競争力のある製品の販売力の強化を図ります。

経営基盤の強化

全社規模での組織体制見直しを行い、経費削減を推進し、収益性を改善することを図ります。また、管理部門による全社予算管理機能の実効化に努め、営業・開発に係る予算執行の承認権限を強化いたします。

財務基盤の強化

当面、親会社の財務支援のもと開発資金を確保しており、事業継続に影響は及ぼさないと考えております。今後、財務基盤の強化を図るため、自己資本の充実を図るための方策実施の検討も進めて参ります。さらに資本効率を重視した事業体質に改善することにより所要運転資金の圧縮も目指していきます。

上記の基本方針を実施中であり、業績が改善し、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。

四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間から当社の子会社である(株)テック・インデックスが平成20年4月23日に新設分割により設立した(株)エフプラスを連結の範囲に含めております。

2 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益が4,237千円減少、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失が21,760千円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 546,831千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 536,045千円
2 担保資産	2
建物 34,841千円	
土地 151,097千円	
3 貸倒引当金の金額 9,650千円	3 貸倒引当金の金額 9,650千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は	次
のとおりであります。	
	千円
役員報酬	102,296
給与諸手当	356,762
賞与引当金繰入額	27,569
退職給付費用	8,378
役員退職慰労引当金繰入額	10,831
支払手数料	127,573
減価償却費	32,448
アフターサービス費	57,500
貸倒引当金繰入額	1,656
2 事業撤退損は、海外向けの「多機能通信モジュール」 の製品販売を中止したことに伴い発生した在庫の 処分損と海外事務所の撤去費用であります。	
3 事務所移転費用の内訳は次のとおりであります。	
	千円
賃貸工場の撤収に伴う費用	15,874
賃貸工場の固定資産除却損	3,108
子会社の移転に伴う費用	18,491

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
	千円
役員報酬	38,550
給与諸手当	128,626
賞与引当金繰入額	13,397
退職給付費用	3,058
役員退職慰労引当金繰入額	4,992
支払手数料	44,181
減価償却費	14,513
アフターサービス費	3,332
2 事業撤退損は、海外向けの「多機能通信モジュール」 の製品販売を中止したことに伴う、海外事務所の撤 去費用であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金	610,773千円
現金及び現金同等物	610,773千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	17,832

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,723	2,100	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

(千円)

種類	契約額等	時価	評価損益
為替予約取引			
買建	574,750	450,693	124,056
オプション取引			
買建			
コール	177,450	173,122	4,327
売建			
プット	177,450	209,854	32,404
合計	929,650	833,670	160,787

(注) 時価の算定方法

時価は取引先金融機関から当該取引について提示された価格等に基づいて算出しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	モバイル& ワイヤレス 事業 (千円)	デジタル ホーム ネット ワーク事業 (千円)	システム& サービス 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	662,151	3,120	310,974		976,247		976,247
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		3,770	2,275		6,045	(6,045)	
計	662,151	6,891	313,249		982,292	(6,045)	976,247
営業利益又は営業損失()	5,451	3,061	16,330		18,720	(164,577)	145,856

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	モバイルデータ通信カード、W - S I M、携帯電話端末
デジタルホームネットワーク事業	P L C モデム(電力線モデム)、回線切替装置
システム&サービス事業	携帯電話事業者向システム開発及び保守サービス、 データセンター事業
その他事業	製造受託、製品の修理及びメンテナンス

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	モバイル& ワイヤレス 事業 (千円)	デジタル ホーム ネット ワーク事業 (千円)	システム& サービス 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,928,478	73,380	1,063,942		4,065,802		4,065,802
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		7,162	4,601		11,764	(11,764)	
計	2,928,478	80,543	1,068,544		4,077,566	(11,764)	4,065,802
営業利益又は営業損失()	316,689	6,245	40,051		270,392	(453,193)	182,801

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイル&ワイヤレス事業	モバイルデータ通信カード、W-SIM、携帯電話端末
デジタルホームネットワーク事業	PLCモデム(電力線モデム)、回線切替装置
システム&サービス事業	携帯電話事業者向システム開発及び保守サービス、 データセンター事業
その他事業	製造受託、製品の修理及びメンテナンス

なお、第1四半期連結会計期間に㈱テック・インデックスが新設分割により㈱エフプラスを設立しましたが、上記事業区分及び主要製品には変更はありません。

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益はモバイル&ワイヤレス事業が3,393千円減少し、また営業損失はデジタルホームネットワーク事業が844千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
56,117円07銭	156,689円93銭

(注) 当社は、平成20年9月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始日に行われたと仮定した場合における前連結会計年度末の1株当たり純資産額は78,344円96銭であります。

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	21,177円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	377,644
普通株式に係る四半期純損失(千円)	377,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	17,832
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

- 当社は、平成20年9月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。
- 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	14,734円15銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	262,739
普通株式に係る四半期純損失(千円)	262,739
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	17,832
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社ネットインデックス

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筧 悦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸谷 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットインデックスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットインデックス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、第3四半期連結累計期間において、営業損失182百万円、四半期純損失377百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローが1,036百万円のマイナスとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結累計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。